

受付 番号	種目番号 —	連絡先	委託担当 金融課 相談認定係 担当者 田野井 電 話 (045) 662-6631
----------	-----------	-----	---

設 計 書

- 1 委 託 名 財務分析システムAccess移管更新業務委託
- 2 履 行 場 所 横浜市中区太田町2丁目23番地
横浜市経済局 金融課 相談認定係
- 3 履 行 期 間
ま た は 期 限 期間 契約締結日から平成27年9月30日まで
期限 平成 年 月 日まで
- 4 契 約 区 分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 なし
- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分、場所)
- 7 委 託 概 要 *財務分析システムAccess移管更新業務
現行の財務分析システムは、OracleDBとVB6.0を使用し
スタンドアローンの端末2台とプリンター1台で運用しているが、
Access2013に移管し庁内LAN接続の端末で使用するよう
システムを更新する。

8 部 分 払

する (回以内)

しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額。
 * 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委託代金額 _____

内訳 業 務 価 格
 消費税及び地方消費税相当額

財務分析システム Access 移管更新業務委託

仕様書

1 システム更新の概要

(1) システム更新の目的

現行の財務分析システム（以下現行システム）は、市内中小企業の財務状況を診断する目的で開発されたシステムである。システムは開発から 40 年以上経過し、その間、機器の更新やシステムの改修等を重ねてきた。

今回、Oracle 社データベースソフトを使用し Visual Basic6.0 でプログラミングした現行システムを Microsoft 社データベースソフト Access2013 に移管し、より簡便で利便性の高いシステムとすべく、システムの更新を行うこととする。

(2) システム更新の基本的な考え方

システム更新にあたっての基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 現行システムの完全移管

現行システムを調査、解析したうえで完全な移管を行うものとする。また、企業の財務情報（個人情報含む）を取り扱うことから、システムの安定性や堅牢性について十分配慮したシステムとする。なお、本システムは更新後、庁内 LAN を利用して運用する。

イ トータルコストの最小化と開発期間の極小化

システムの計画から設計－開発－運用－廃止に至るライフサイクルコストの最小化を念頭においたシステムに更新する。また、システム開発経費だけでなく、必要な機器にかかる経費も最小化できるシステムを構築する。さらに現行システムの機器のリース期間中に改修する必要があることなど短期間で開発を実現し、業務の運用を継続しながら移管できるようにする。

(3) 現行システムの移管更新にあたっての依頼事項

現行システムの移管更新にあたっての依頼事項は次のとおりとする。

ア 入力方法の追加

現行システムは、財務諸表（B/S、P/L）の数字を手入力で入力フォームの画面から行っている。今回、企業コード、企業名、決算期、決算期間、財務諸表の数字を入力する入力票（エラーチェックの機能付き）を Excel で作成すること。そのデータを Access2013 の画面上で CSV 形式のデータに変換して入力できる入力方法も追加すること。

イ 最大 10 台運用、5 名の同時使用を前提としたシステム

現行のシステムは、サーバ端末とクライアント端末の 2 台運用しているため、2 名同時に使用できるが、Access2013 に移管更新した場合、最大 10 台で運用し、5 名の同時使用を前提としたシステムとすること。

(4) システムの構築の範囲と構成

今回の構築範囲は、現行システムを完全に移管更新することである。新システムの原型となる現システムは別紙のとおりである。

(5) 調達内容

本調達の内容である委託業務及び納品物等は、下記のとおりである。

現行システムから新システムへのデータ移行作業については、現行システムのデータ分析が必要であるため、今回の調達では、データ移行作業に加え、データ移行設計（現行データの分析、データ移行方法の検討）を調達の範囲とする。

ア 委託業務

(ア) 委託作業の範囲と納品物

- a 現行システムの調査、解析
- b システム設計（プログラム設計書）
- c データ移行設計（データ移行設計書）
移行作業（現行システムからの移行）
- d 製造・単体テスト・結合/総合テスト（テスト結果書、保守マニュアル）
- e 機器導入にかかる支援作業（NAS 及び USBHDD、Access2013 インストール支援等）
- f 操作研修・操作マニュアルの提供

*納品物は、上記にかかる成果物の納品を行うこと。ドキュメントについては各2部印刷物と電子媒体での納品とする。

(イ) 納品物の権利の帰属

本市既定の契約書のとおりとする。

イ その他付帯作業

(ア) 現行運用との比較を実施したうえでの設計

現行システムからの移行を実施するため、業務運用に大きな影響が無いよう、移行システムの設計時には打合せの中で現行運用との比較を必ず実施すること。

2 システムの要件

(1) システム移行の前提条件

ア 本システムの移行環境

本システムの構築に必要な環境は、すべて受託者が準備することとする。ただし、庁舎内で行うことが必要な作業の作業場所については本市が準備する。

イ 本システムの稼働環境

(ア) システム稼働環境

本システムは庁内LANに接続した端末を使用し、課内のNASにアクセスして運用する。端末の環境は以下のとおりだが、仮にその他システムの稼働のために必要なプログラムプロダクトがある場合には、後年度のライセンス費用を含め、本調達の範囲内で提供すること。また、ライセンス認証やソフトウェアアップデート等を除き、インターネット通信を要するプログラムプロダクトの導入は認めない。

(イ) 端末環境

端末環境は、下記に示す以外にベンダー独自のソフトウェアの導入は一切予定していないのでシステム移行の環境に注意すること。

a システム利用想定端末

① サーバ端末の利用想定端末は以下のとおり。

- ・ハードウェア仕様

NAS 1TB×2 (RAID1)

② クライアント利用想定端末

・ハードウェア仕様

総務局 I T活用推進課取りまとめによる一括調達端末

・OS、ソフトウェア

Microsoft Windows 7 (32bit)/Office 2010 Standard (32bit)/Access2013 (32bit)

AdobeAcrobat X standard 及び

Microsoft Windows8Pro (64bit)/Office 2013 Standard (32bit)/Access2013 (32bit)

AdobeAcrobat X standard

b システム利用想定プリンタ

システム利用プリンタは、本課内に既存するネットワークプリンタを利用する。各端末へのプリンタドライバのインストール等は済ませてあるものとする。

(2) システムの機能要件

本システム機能要件は以下のとおりである。また、企業の財務情報（個人情報含む）が多いのでセキュリティについても十分な機能要件を満たすシステムを構築する。

ア システムの機能要件

本仕様書の「1 システム更新の概要」の「(3) 現行システムの移管更新にあたっての依頼事項」に記載した機能要件を満たすこと。

(3) 管理する情報項目など

ア データ量について

本システムで取り扱うデータ量については、現行システムの調査、解析により確認すること。

イ 管理する情報項目

本システムで管理する情報項目については、現行システムの調査、解析により確認すること。

ウ バックアップの方法

(ア) 課内の **USB HDD** に平日夜間に自動でバックアップすること。

(イ) バックアップの対象はデータベースファイル及びシステムファイルとする。

(ウ) データベースファイルについては5世代分のデータを保管することとし、それ以降のバックアップデータ取得時はローテーションで上書きすること。システムファイルについては、週1回以上とする。

(エ) 差分/増分ではなく、フルバックアップを取ることに。

(オ) システム構築後、バックアップ、リストアの試験を行うこと。

(カ) 初回のバックアップファイルは **DVD-R** で納品すること。

エ 運用する時間の要件

(ア) 可用性の要件（システム障害時の対応）

a 使用時間は平日 **8:30～17:15** を想定している。

b システムの使用方法に関する問い合わせに回答すること。なお、問い合わせ対応は電話もしくはメールとする。

c 不具合が発生した場合には一次切り分けを行うこと。

d 一次切り分けの結果、システムに問題がある場合は無償で修正対応を行うこと。上記にはレスポンスの遅延含む。この場合、データベースの最適化等の処理を行うこと。

- e 一次切り分けの結果、ハードウェアに問題がある場合、本市担当者に切り分け結果を報告し、ハードウェア業者の手配を行うように伝えること。
- f 追加機能構築や不具合を除く改修対応、OS等のバージョンアップに伴う改修等については、別途契約締結するものとする。
- g 改修や不具合対応を行った場合、システムのマニュアルを修正すること。
- h システムが動作しない等の緊急時には、1営業日以内に現地対応すること。

オ 性能（画面の反応速度等）の要件

- (ア) データのインポート及びエクスポート、統計用母集団抽出処理、財務分析表出力を除き、すべての処理は3秒以内に反応するように構成すること。
- (イ) バッチ処理を行う場合、バッチ処理については、夜間など定められた時間内に終了すること。

カ 8年後の機器更新時の移行性（システム利用終了時のデータ抽出と提供の協力）

- (ア) 本システムはAccess2013のサポート期間（平成35年4月11日）満了までの8年程度の利用を想定している。ただしこれは8年間の保守契約を約束するものではない。
- (イ) 機器の更新やOS等のバージョンアップ等に対応して改修、試験等を行うこと。契約は別途締結する。
- (ウ) 本市が別システムに移行する場合には読み取り可能な形式（CSV等）でデータを無償で提供すること。また、システムの仕様書の最新版及びデータベースファイルの定義書を無償で提供すること。
- (エ) 新システムの構築業者からの導入に関する質問には無償で対応すること。

キ セキュリティ要件

- (ア) システム使用時にパスワードの入力が必要なように設定すること。

(4) データ移行

本委託作業の中で現行システムのデータ分析を実施することとし、データ移行作業を実施する。ただし、データ移行の基本的な考え方は以下のように想定している。

ア 現行データの移行

現行システムにあるデータを本市立会いのもとで受託業者の作業としてエクスポートを実施すること。

イ 初期データ登録への支援

本システムの稼働に当たり、本市職員の直接データ入力作業による登録が必要となるものに関しては、本市職員の作業を軽減するための支援を行うこと（問い合わせへの対応、入力ツールの作成等）。

(5) 操作研修

操作研修については、実際に使用する端末を利用して、金融課職員9名を対象にシステムの操作研修とシステムの運用に関する研修を1回以上実施すること。回数・内容については本システムの安定稼働を目的に詳細を受託者と協議して決定することとする。

3 構築体制とスケジュール

(1) 開発作業拠点

本システムの開発拠点は国内に設置し、本市担当者と開発責任者が密に連絡の取れる体制とすること。

(2) 作業体制の確保

本システムの開発作業にかかる PM・SE 等の主要な従事者は社内において確保すること。また、作業従事者の職名・氏名等を記載した作業体制表を提出し、本市担当者の承認を得た上で開発作業を開始すること。

(3) プロジェクト進捗管理

本システムの開発作業スケジュールに関し、本市担当者と調整の上、スケジュール表を作成すること。作業進捗はスケジュール表に従い管理を行い、定期的に本市担当者に進捗報告を行うこと。なお、スケジュールにおいて著しい遅延が発生するおそれがある場合には、すみやかに本市担当者に状況と原因を報告し、対応策の協議を行うこと。

(4) 導入スケジュール

本業務の委託期間は契約締結日から平成 27 年 9 月 30 日までとする。

本システムの導入スケジュールは、以下のように想定している。

- 開発期間 : 平成 27 年 4 月 ~ 平成 27 年 8 月
- 操作研修時期 : 平成 27 年 9 月初旬
- 本稼働 : 平成 27 年 9 月中旬

4 成果物

(1) 成果物の種類及び部数

項番	納入物品名	納入物品に含むべき記述内容	納品数
1	開発プログラム	開発したプログラム等（パッケージソフト本体は除く）	実行モジュール 電子媒体 2 部 ソースプログラム 電子媒体 2 部
2	プログラム設計書	改修後のプログラムの構成、機能、処理、インターフェイス、データベースの定義等の設計書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部
3	テスト結果書	システム改修作業のテスト作業報告書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部
4	データ移行設計書	現行データの分析を行い、データ移行方法を検討した結果の設計書	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部
5	操作マニュアル	開発したプログラムの操作方法を説明したマニュアル（エラーメッセージの説明と対処方法を含む）	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部
6	保守マニュアル	開発したプログラムの保守方法を説明したマニュアル（一般的ではない開発言語、開発ツールを利用した場合）	電子媒体 2 部 紙媒体 2 部
7	打合せ記録簿		電子媒体 2 部 紙媒体 2 部

※電子媒体：CD-R 等

5 瑕疵担保

検収後 1 年

6 その他

別紙に添付する以下の本市規定事項について、契約上あるいは個人情報の取り扱いの遵守事項や注意事項を誠実に遵守すること。

- ・電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- ・個人情報取扱特記事項

(別紙)

現システム及び処理の概要

1 システムの概要

① ハードウェア構成

- (ア). サーバ(兼クライアント)PC:Windows 7 Professional (32Bit)×1台
- (イ). クライアントPC:Windows 7 Professional (32Bit)×1台
- (ウ). プリンタ:カラーレーザープリンタ(A3対応)

② ソフトウェア(ミドルウェア含む)構成

- (ア). データベース:Oracle11g
- (イ). 開発言語:Microsoft Visual Basic 6.0
- (ウ). その他ツール:Grapacity SPREAD 7.0J
- (エ). 帳票:Microsoft Excel 2010
(Office 2010 Professionalインストール)
- (オ). セキュリティソフト:Trend Micro ウイルスバスターコーポレートエディション 10.6

③ 他のシステムとの共有 有り

④ 画面サイズ 1024×768ピクセル

⑤ 印刷サイズ A3及びA4

⑥ 画面数等

34画面

- (ア). ログイン(1画面)
- (イ). メインメニュー(1画面/3サブ画面)
 - a. 企業台帳(19画面)
 - b. 財務分析(12画面)
 - c. 統計(1画面)

⑦ 帳票数等

13帳票(Excelフォーマット数)

2 処理の概要

① 企業台帳サブシステム

財務分析企業の基本データ及びシステム全体の管理を行う。

- (ア). 診断企業の登録、管理
- (イ). 事業プロジェクトの登録とマスター管理
- (ウ). 業種マスターの管理
- (エ). 作業者の処理レベル等の管理

② 財務分析サブシステム

企業の財務分析を行う。また、評価の基準となる標準値等の管理を行う。

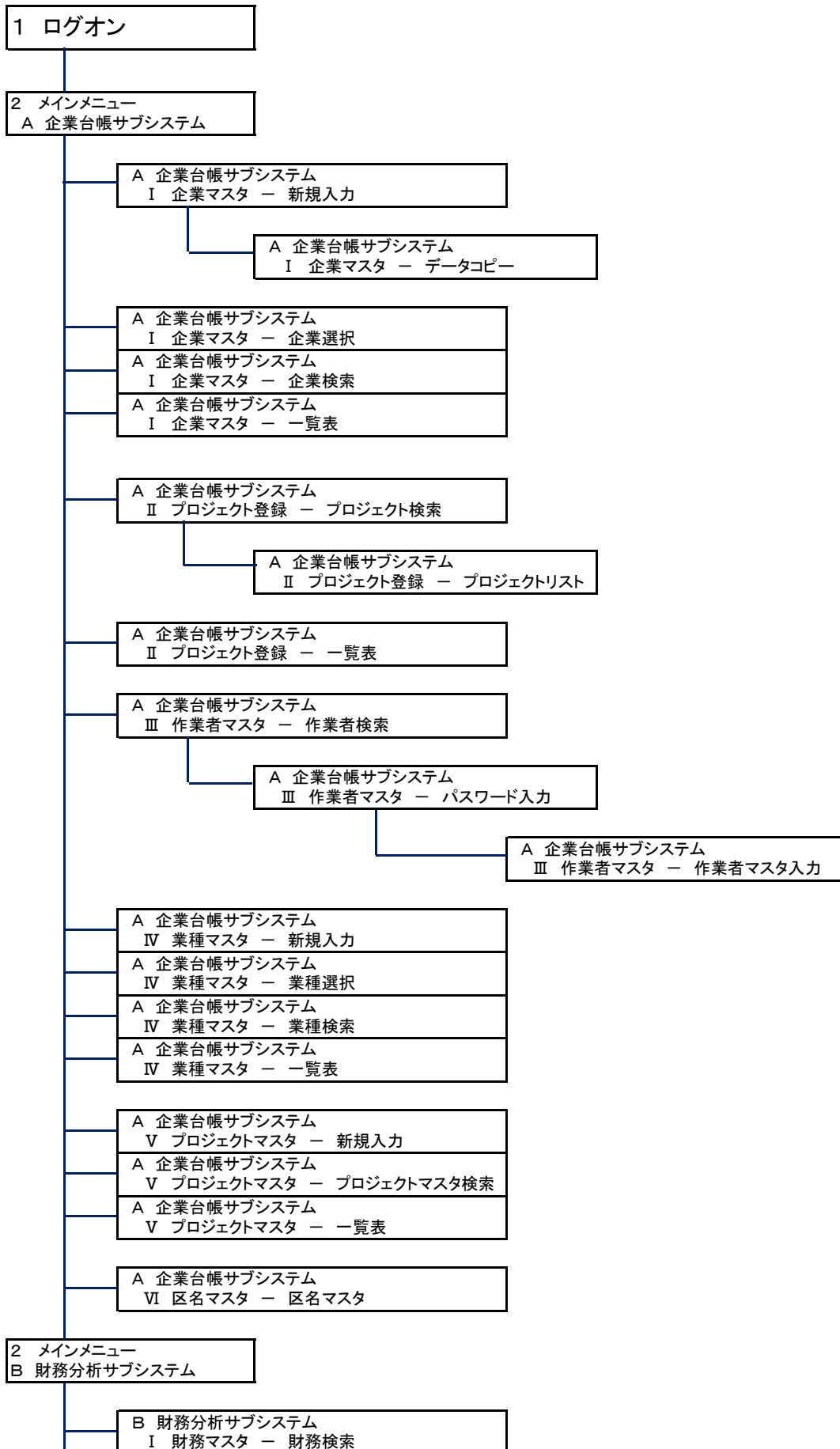
- (ア). 財務データの検索及び入力
- (イ). 分析表の出力
- (ウ). 標準値及び評価基準の管理

③ 統計分析サブシステム

分析企業をグループ化し、統計処理用データのエクスポートを行う。

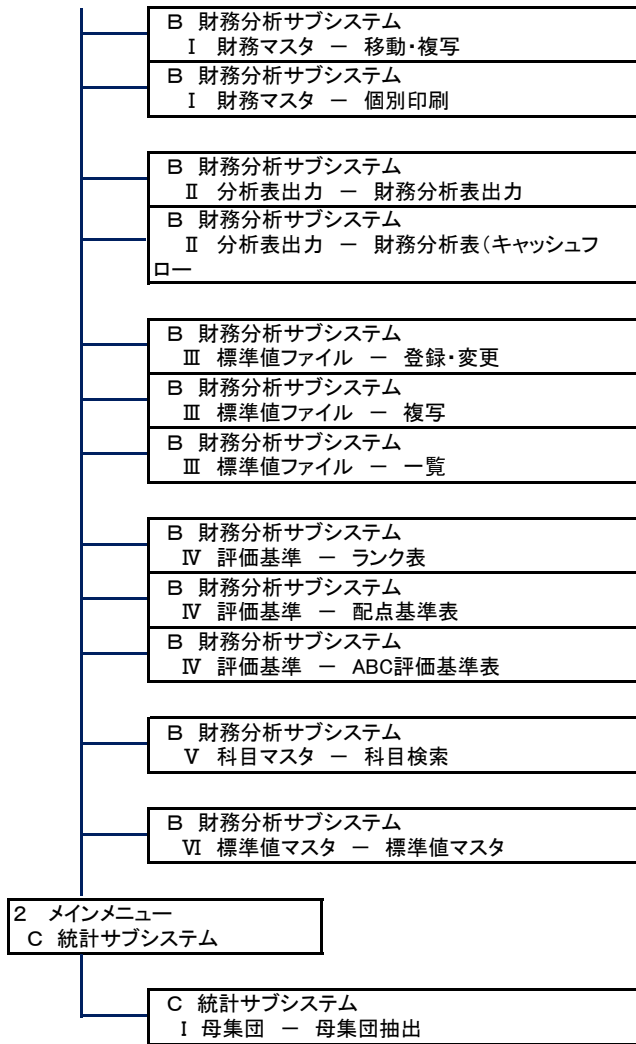
- (ア). 統計用母集団一覧および、比率点一覧をEXCEL形式でエクスポート

現システム画面展開図



(別紙)

現システム画面展開図



電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。)及び非開示情報以外の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するための情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場所、情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委託者に報告しなければならない。

5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集するときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外の目的で利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を遂行するに当たって、委託者から提供された非開示情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下において使用する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報告しなければならない。

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。)の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再受託者と約定しなければならない。

4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するために得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後

直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 前項ただし書の場合において、委託者が当該資料等の廃棄を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。

3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わって当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について報告を求めることができる。

2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対して、電子計算機を設置する場所及び情報を保管する施設その他の情報を取り扱う場所で検査することができる。

3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

(著作権等の取扱い)

第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二次著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。

(2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成される目的物を改変し、任意の著作人名で任意に公表できるものとする。

(3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものとする。

(4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。

3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、この限りではない。

個人情報取扱特記事項

(平成24年4月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用の禁止等)

第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(再委託の禁止等)

第7条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。

3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、

受託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。

- 4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者がこの契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせることを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第8条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告、資料の提出等)

第9条 委託者は、個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

第11条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。

- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。

個人情報保護に関する誓約書

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報の取扱い並びに横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例及び個人情報取扱特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所属	氏名 (自署又は記名押印)

平成 年 月 日

(提出先)

横浜市長

(提出者)

団体名

責任者職氏名

研修実施報告書

横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱い並びに条例に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施しましたので、別紙（全 枚）のとおり提出いたします。

引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきます。